作成日: 2019年 6月 7日

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型](2019年 5月度)

対象期間:2019年 5月 1日 ~ 2019年 5月 31日

埋立廃棄物の種類及び数量「一般:規第4条の5の2 4号イ、産廃:規第12条の7の2 8号イ]

<u>埋3</u>	埋立廃棄物の種類及び数量[一般:規第4条の5の2 4号イ、産廃:規第12条の7の2 8号イ]				
	種 類	数量(単位)			
 _	焼却灰	1,989.330	(t /月)		
	ごみ	1,169.640	(t /月)		
廃	特定一般廃棄物(焼却灰)	69.420	(t /月)		
廃棄物	特定一般廃棄物(ばいじん)	2,517.010	(t /月)		
物	一般廃棄物 小計	5,745.400	(t /月)		
	燃え殻	716.350	(t /月)		
	汚泥	1,105.990	(t /月)		
	廃プラスチック	1,224.010	(t /月)		
	廃プラスチック(非飛散性)	0.100	(t /月)		
	紙くず		(t /月)		
	木くず	2.450	(t /月)		
	繊維くず		(t /月)		
	動植物性残さ		(t /月)		
	金属くず	9.210	(t /月)		
産	ガラス陶磁器くず	1,780.280	(t /月)		
産業廃	ガラス陶磁器くず(非飛散性)	3.390	(t /月)		
棄	ガラス陶磁器くず(水銀使用製品)		(t /月)		
物	鉱さい	50.950	(t /月)		
	がれき類	872.010	(t /月)		
	がれき類(非飛散性)		(t /月)		
	動物の死体		(t /月)		
	ばいじん	880.240	(t /月)		
	処分するために処理したもの(13号廃棄物)		(t /月)		
	廃石綿等(特別管理廃棄物)	3.480	(t /月)		
	特定産業廃棄物(燃え殻)		(t /月)		
	特定産業廃棄物(ばいじん)	8.140	(t /月)		
	産業廃棄物 小計	6,656.600	(t /月)		
	合 計	12,402.000	(t /月)		

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)「一般:規第4条の5の2 4号二及びホ、産廃:規第12条の7の2 8号二及びホ]

但(牛)四侧足儿 放.炕先生术(770072 平与一及い小、注册、炕	第12本の702 0万一次の 小
地下水等		放流水
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日
下部調整池脇自噴井戸	シート下ドレーン水	別紙平面図の通り
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日
計量証明の添付	計量証明の添付	計量証明の添付
有 • 無	有 • 無	
	地下 20 年 月 日 下部調整池脇自噴井戸 20 年 月 日 計量証明の添付	地下水等 20 年 月 日 20 年 月 日 下部調整池脇自噴井戸 シート下ドレーン水 20 年 月 日 20 年 月 日 計量証明の添付 計量証明の添付

水質検査の実施状況と措置(月1回測定)[一般・規第4条の5の2 4号ニ及び木 産廃・規第12条の7の2 8号ニ及び木]

_水質検査の美施状況と措直(月1回測定)[一般:規第4条の5の2 4号二及ひ木、産廃:規第12条の7の2 8号二及ひ木]				
	地下水等		放流水	
採取場所	下部調整池脇自噴井戸	シート下ドレーン水	別紙平面図の通り	
採取日	2019年 5月 15日	2019年 5月 15日	2019年 5月 15日	
分析結果が得られた日	2019年 5月 24日	2019年 5月 24日	2019年 5月 24日	
電気伝導率	107.3 ms/m	151.4 ms/m		
塩化物イオン濃度	68.0 ppm	69.0 ppm		
水素イオン濃度			7.43 pH	
生物化学的酸素要求量			1 ppm	
化学的酸素要求量			6.5 ppm	
浮遊物質量			1未満 ppm	
窒素含有量			1未満 ppm	
異常の有無	有・無	有・金		
必要な措置を講じた日付けとその				
内容(異常が認められた場合記入				
すること)				

残余の埋立容量(年1回測定)[一般:規第4条の5の2 4号リ、産廃:規第12条の7の2 8号リ]

	(: //// // // // // // // // // // // //
計測日	残余容量(㎡)
平成 31 年 3 月 31 日	2,265,521.0

_施設の点検[一般: 規第4条の5の2 4号ロ, ハ, へ及びト、産廃: 規第12条の7の2 8号ロ, ハ, へ及びト]

l		擁壁等	遮水工	調整池	浸出水処理設備
	点検日	2019年 5月 27日	2019年 5月 27日	2019年 5月 27日	2019年 5月 27日
	異常の有無	有・(無)	有 ・ 無	有・・・無	有 • (無)
	必要な措置	20 年 月 日			
	が講じた年				
	月日とその				
	内容(異常				
	が認められ た場合のみ				
	に場合のの				
	と				
	_				
L					

[※] 保有水等の導水管、浸出液処理設備の配管の防凍の為の対策について、当施設は標高1000mに位置している。 その為、冬季の気温低下を考慮し埋設配管にて設置してい「一般:規第4条の5の2 4号チ 、 産廃:規第12条の7の2 8号